

太良町地域おこし協力隊「多文化共生推進員」募集要項

地方の未来に興味があり、地域と外国人住民と一緒に成長できる環境づくりに挑戦したい方はいませんか？

佐賀県太良町では、地域おこし協力隊として、「多文化共生推進員」を募集します！

地域住民と外国人住民が共に安心して暮らせる環境をつくり、住民間の交流を促進する重要な役割を担うお仕事です。あなたの知識・経験を活かして、ぜひ太良町に新しい風を吹き込んでください。

「多文化共生」の取り組みについて

日本全国で外国人住民が増加する中、地方では人口減少や過疎化の進行が深刻な課題となっています。太良町でも労働力不足が顕著であり、外国人材は地域産業の維持・発展に欠かせない存在となっています。

しかし、言語の壁や文化の違いにより、地域住民と外国人住民の間でコミュニケーションのギャップが生じやすい状況にあります。このギャップを解消し、双方が安心して共生できる環境を整えるためには、多文化共生への取り組みを進めることが急務となっています。

太良町では、この課題に対応するため、地域おこし協力隊として具体的なアクションを行う「多文化共生推進員」を募集し、地域住民も外国人住民も安心して生活ができるまちづくりをさらに推進します。



具体的な活動内容

多文化共生推進員として、太良町企画政策課の職員や佐賀県の多文化共生さが推進課の職員等と連携し、以下のような活動を行います。

- 地域日本語教室「日本語ひろば たららんば」の企画・運営・サポート
- 地域住民と外国人住民が交流する「タウンミーティング」などのイベントの企画
- 外国人を雇用する地元企業への情報提供及び連絡調整
- 外国人住民が地域社会へ参画する取り組みの提案
- 県内の多文化共生推進団体・日本語教室とのネットワーク構築

これらの活動を通じて、外国人住民と地域住民と一緒に暮らしやすい仕組みづくりを進めていただきます！

■ 3年間の活動イメージ

- 1年目：「町を知り、つながりを作る」
町の特色や課題を深く知りながら、信頼関係を構築。地域住民や外国人住民と積極的に交流し、現状を理解します。
- 2年目：「具体的な仕組みを作り、活動を深める」
独自のアイデアを活かし、結果を生み出す活動を展開します。イベントや教室を通じて、外国人住民、地域団体と共同で企画を進めます。
- 3年目：「成果の定着と未来の提案」
活動の成果を地域に定着させ、任期終了後も継続可能な仕組みを提案。地域住民と外国人住民が主体となる多文化共生の仕組みづくりを目指します。

■ 1日の業務の流れ（7時間勤務）

パターン1～通常勤務の例～

- 8:30 業務開始
- 8:30- 9:00 メールチェックなど
- 9:00-10:00 係内でミーティング
- 10:00-12:00 書類作成
- 12:00-13:00 休憩（昼食）
- 13:00-15:00 事業所訪問
- 15:00-16:00 報告書の作成
- 16:00-16:30 メールチェックなど
- 16:30 業務終了

パターン2～日本語教室開催日の例～

- 13:00 業務開始
- 13:00-13:30 メールチェックなど
- 13:30-16:00 日本語教室の準備
- 16:00-17:00 日本語教室の打合せ
- 17:00-18:00 休憩（夕食）
- 18:00-19:00 会場設営、受付
- 19:00-20:30 日本語教室開催
- 20:30-21:00 後片付け
- 21:00 業務終了

こんな人にオススメ

以下のような方にぴったりのお仕事です！

- ・地域づくりや地方活性化に興味がある人
 - ・異文化交流が好きで、新しいチャレンジを楽しめる人
 - ・課題解決のために柔軟なアイデアを提案できる人
 - ・少数派の声を聞き漏らさず、丁寧にサポートできる人
 - ・地域と密接に関わりながら、地方で働きたいと考えている人
 - ・外国語スキルがある方は歓迎しますが、必須ではありません！
- 人の話にしっかりと耳を傾け、誠実に向き合える姿勢が何より重要です。

佐賀県太良町はこんなところ

佐賀県太良町は、佐賀県の南西部に位置し、長崎県との県境に接する自然豊かな町です。東側に広がる有明海を望み、西側には日本最古の修験道が存在する霊峰・多良岳がそびえ、豊かな自然に囲まれています。また、「竹崎カニ」や「竹崎カキ」に代表される豊かな海の幸、山の幸に恵まれ、地域の伝統行事など「ここでしか体験できない特別な魅力」が詰まっています。温かい町の人々とのふれあいや、のんびりとした空気感の中で新しい挑戦をしたい方にぜひおすすめしたい環境です。

太良町は人口 8,000 人弱の小さな町ですが、現在約 120 名の外国人が暮らしており、人口の 1.5% が外国人住民です。



応募資格等

(1) 応募資格

- ① 三大都市圏や政令指定都市の都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から太良町内へ住民票を異動できる方（特別交付税措置に係る地域要件確認表に準じた要件となります）
- ② 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方
- ③ 心身ともに健康で、かつ、地域の活性化に意欲があり、地域に馴染む意思のある方

(2) 必須スキル

- ① 普通自動車免許を所持し、日常的な運転に支障のない方
- ② パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、パワーポイント)ができる方
- ③ 地域の人とコミュニケーションを図りながら、地域活動に積極的に取り組むことができる方

(3) 歓迎スキル

- ① イベント企画の経験がある方
- ② Facebook、Instagram 等での発信が得意な方
- ③ 外国語が話せる方（必須ではありません）

(4) 求める人物像

- ① 慣れない土地や環境に順応する力がある方
- ② 好奇心が旺盛で、新しいことに挑戦することが好きな方
- ③ 物おじせず、どんな人とも話すことができる方
- ④ 人との距離感や物事の進め方などのバランス感覚がある方
- ⑤ 任期終了後、太良町への移住を前向きに検討できる方

募集人数

1 名

勤務地

太良町役場企画政策課に在籍し、主に太良町内で活動します。

勤務時間

1日あたり7時間勤務、週5日（月曜日～金曜日）を基本とします。
※イベントなどにより週休日に勤務する場合は、週休日の振り替えを行います。

①通常勤務：午前8時30分～午後4時30分（休憩は正午～午後1時）

②午後勤務：午後1時～午後21時（休憩は午後5時～午後6時）

※午後勤務は日本語教室開催日（毎月1回）を想定しています。

雇用形態・期間

太良町の会計年度任用職員（パートタイム）として任用します。

任期は、令和8年10月1日（予定日）から令和9年9月31日までとしますが、最長で着任から3年を限度に再任することができます。

任用日は調整できる場合がありますので、応募申込時にご相談ください。

なお、町が地域おこし協力隊員（以下「隊員」と言います）としてふさわしくないと判断したときには、任期途中であってもその職を免ずる場合があります。

勤務条件等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 月額報酬 | 290,000円（定期昇給なし） |
| (2) 労働災害 | 労働保険法又は市町村非常勤職員の公務災害補償が適用されます。 |
| (3) 社会保険 | 社会保険（健康保険）が適用されます。 |
| (4) 雇用保険 | 雇用保険が適用されます。 |
| (5) 通勤手当 | 距離に応じて費用弁償を受けることができます。 |
| (6) 期末・勤勉手当 | 支給されません。 |
| (7) 年次休暇 | 勤務日数に応じた有給の年次休暇が付与されます。 |
| (8) 服務・人事評価 | 常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。 |
| (9) 時間外勤務 | 業務上の必要がある場合、時間外勤務を命じる場合があります。その場合は勤務した時間に応じて時間外勤務手当を支給します。 |

※ 勤務条件は、募集日現在の条例及び規則等に基づく内容ですので、条例改正等により変更となる場合があります。

その他の待遇・福利厚生など

- (1) 太良町役場内に専用の事務机を準備し、活動に使用するパソコンは町が貸与します。パソコンの取扱いは町のセキュリティポリシーに従っていただきます。
- (2) 活動に使用する車両は、公用車を使用することができます。活動以外での使用はできません。
- (3) 活動に必要な消耗品等は、隊員に支給される活動補助金（1会計年度につき最大200万円。以下同じ。）でお支払いいただきます。
- (4) 隊員が居住する住宅の家賃は、活動に要する経費に含まれますので、隊員に支給される活動補助金でお支払いいただくため、任用期間中の自己負担はありません。
- (5) 任期2年目から任期終了後1年以内に町内で起業や事業継承などを行う場合に、最大100万円の補助金を受給できます。

応募申込方法

(1) 提出方法

下記のいずれかの方法にてご応募ください。

- ① 専用フォーム：<https://logoform.jp/f/6lmIlg>
- ② 郵送：下記住所宛に送付
- ③ 持参：下記住所まで直接お持ち込み
- ④ メール：下記メールアドレス宛に添付にて送付

※メールの場合はタイトルを「太良町地域おこし協力隊応募（多文化共生推進員）」としてください。



専用フォーム

(2) 受付期間

令和8年3月6日（金）～ 令和8年4月24日（金） 当日消印有効

(3) 提出書類

- ① 太良町地域おこし協力隊応募用紙（専用フォームからの応募であれば不要）
- ② 住民票謄本の写し
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 【任意】PR資料（これまでの活動実績などを示す資料）

※不採用の場合でも、提出いただいた申込書類の返却はいたしません。

(4) 郵送・持参による提出先・お問い合わせ先

郵送先：〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

太良町役場 企画政策課「太良町地域おこし協力隊募集担当」

TEL：0954-68-0125

E-mail：kikaku@town.tara.lg.jp

選考方法

(1) 第1次選考〔書類選考〕

応募申込時にご提出いただいた書類により選考を行います。選考結果は、令和8年5月15日（金）までに、応募申込時のE-mailアドレスにメールで通知します。

(2) 第2次選考〔面接〕 6月5日（金）（予定）

第1次選考合格者を対象に、太良町役場にて面接及びワークショップを行います。

※ 第2次選考の日時については、第1次選考結果通知時にお知らせします。

※ 第2次選考に係る現地までの交通費等は、すべて応募者の負担となります。

※ 状況により面接日に変更となる場合があります。

※ 選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

参考サイト

- 太良スタイル（太良町観光協会による「日本語ひろばたららんば」のレポート動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=IlKzXuVi-QY>



- サガテレビニュース（太良町の中学生と外国人住民との交流会のニュース映像）

<https://www.youtube.com/watch?v=ScfQz3TRmc8>



- JOIN 募集情報ページ

<http://www.iju-join.jp/cgi-bin/recruit.php/9/detail/68691>



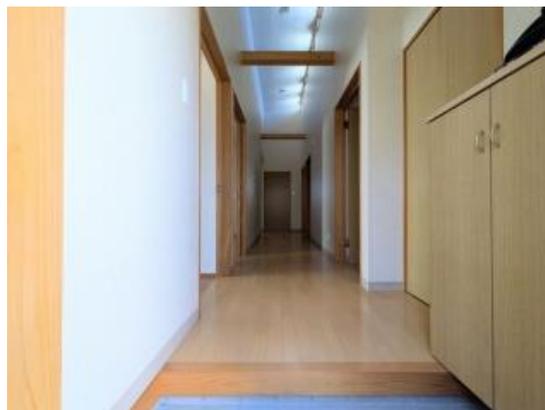
着任当初の住宅

太良町内には民間の賃貸住宅はあまり多くありません。そのため、着任の際にスムーズに転入できるように、仮住まいの住宅を準備しています。

仮住まいですので、原則として1年以内に新しい住宅に転居していただきます。なお、転居先の物件探しや引っ越し作業は担当職員が協力します。



外観



玄関



リビングダイニングキッチン



浴室



間取り図

間取り：3LDK
面積：85.65㎡

太良町役場まで 徒歩 13分 (950m)
町立太良病院まで 徒歩 2分 (130m)
スーパーまで 徒歩 4分 (300m)
コンビニまで 徒歩 6分 (400m)
J R多良駅まで 徒歩 6分 (350m)